

自生稚樹の保護手法について

1. 目的

平成 21 年度に森林後退の場所における自生稚樹の保護対策の実施箇所の検討を行い正木峠南西斜面の環境省所管地で実施することになり、平成 22 年度に実施範囲内の自生稚樹の分布調査、平成 23 年度に保護手法の検討を行った（実施場所は図 1、図 2 参照）。

平成 23 年度の保護手法の検討で自生稚樹が集中し分布する場所については、区域保全対策による保護（防鹿柵 No. 55 未設置）を行い、まばらに分布している場所については、自生稚樹を単木から複数本ずつを囲う保護対策（単木保護対策）を行うことになった。

今年度は、自生稚樹がまばらに分布している場所における自生稚樹の具体的な保護手法の検討を行うことを目的とする。

2. 検討経緯

第 1 回植生保全対策及びニホンジカ個体数調整合同ワーキンググループ（8 月 1 日、2 日）および森林生態系保全再生手法検討ワーキンググループ（8 月 6 日、7 日）において現地調査を行い、事務局より保護手法（案）を提示し検討を行った。

3. 保護手法（案）

事務局より提示した保護手法（案）は次のとおり。

- ・単木を保護する場合は剥皮防止用ネット（支柱 3 本又は 4 本）を使用し稚樹を囲う。
- ・複数本を保護する場合は簡易防鹿柵を設置する。

自生稚樹保護手法（案）のイメージ写真



支柱を3本使う場合



支柱を4本使う場合

剥皮防止用ネットを使用した自生稚樹の保護イメージ



簡易防鹿柵を使用した自生稚樹の保護イメージ

現地調査及び検討の結果、自生稚樹の分布状況がまばらであること、現地は斜面、岩石等が存在し地形が均一でないことを考慮し、単木保護対策で使用している剥皮防止用ネットやイベントで使用した簡易防鹿柵を活用し、地形などに応じて現場判断しながら単木または小規模に自生稚樹を囲い保護することとした。

4. 今後の実施

平成 25 年度以降に正木峠南西斜面の環境省所管地を優先し実施する。その後、東大台の森林後退の場所で、必要に応じて実施する。

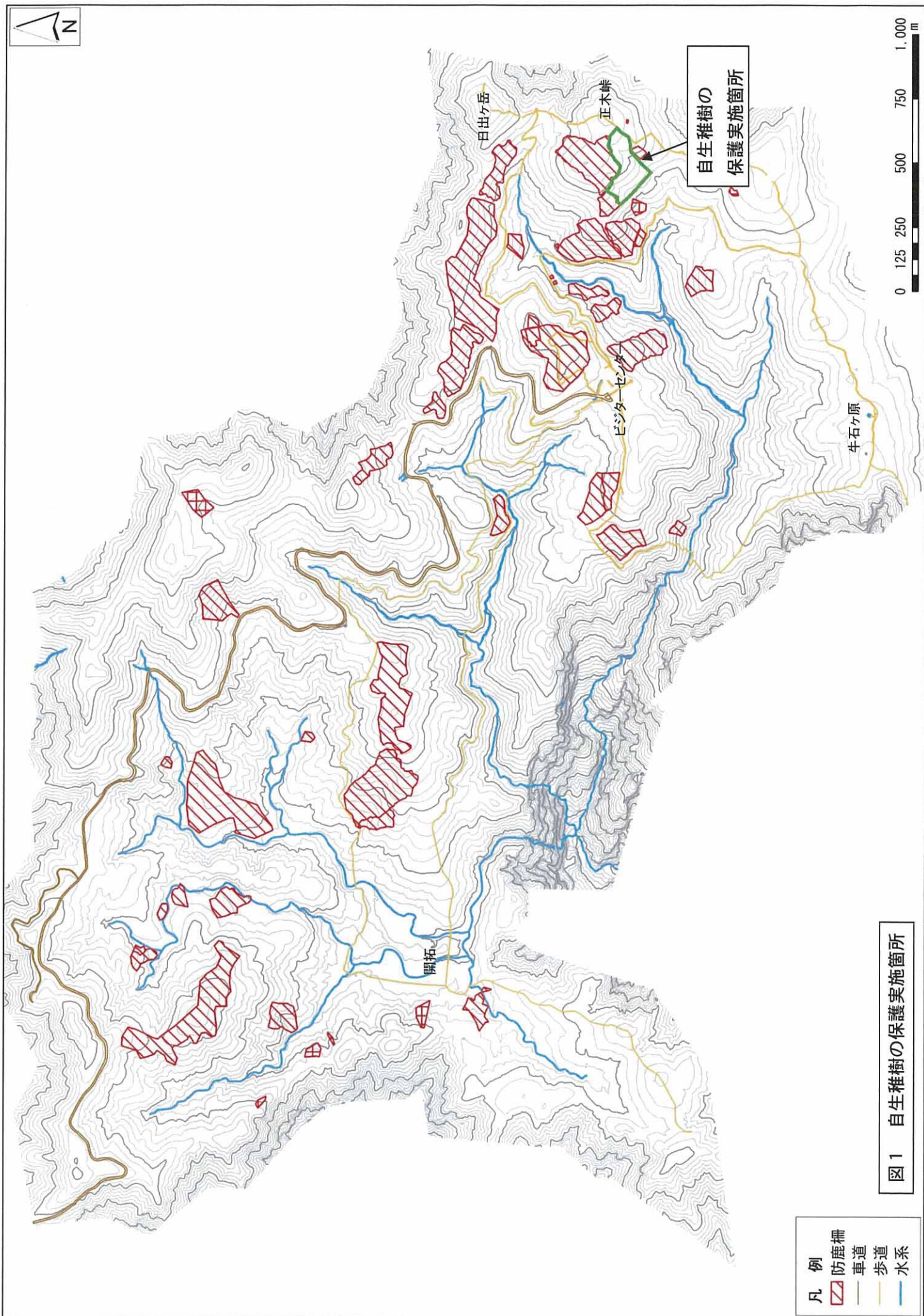


図1 自生稚樹の保護実施箇所

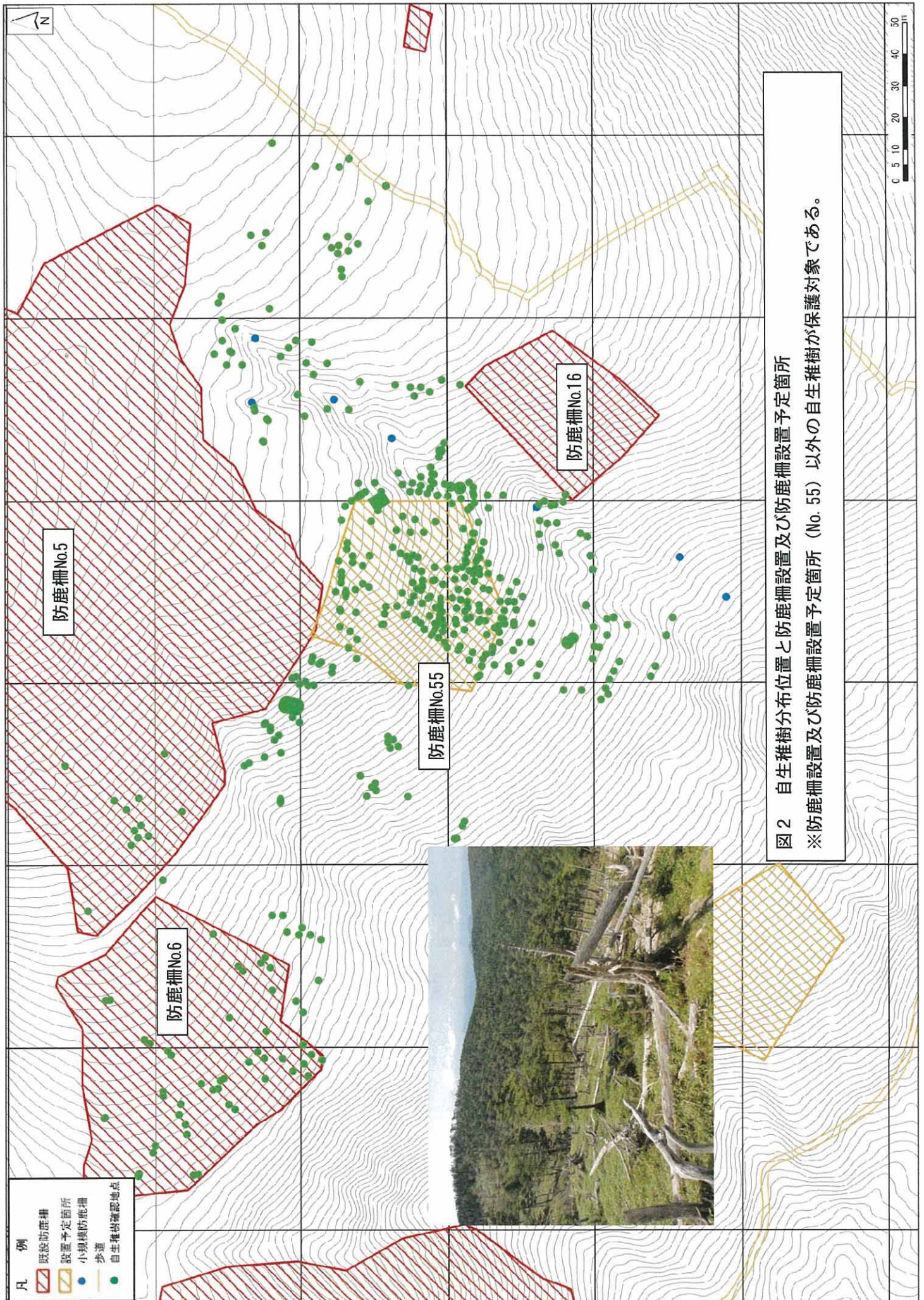


図2 自生稚樹分布位置と防鹿柵設置及び防鹿柵設置予定箇所
 ※防鹿柵設置及び防鹿柵設置予定箇所 (No. 55) 以外の自生稚樹が保護対象である。